

静岡県福祉サービス第三者評価の結果

◎ 評価機関

名 称	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
所 在 地	静岡市葵区駿府町1-70
評価実施期間	平成27年1月8日～平成27年3月17日
評価調査者番号	①H20-a011
	②H19-b003
	③

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称：(施設名) あけぼの保育園	種別：保育所
代表者氏名：理事長 杉浦 清美 (管理者) 園長 杉浦 恒子	開設年月日 昭和47年4月1日
設置主体：社会福祉法人あけぼの会 経営主体：社会福祉法人あけぼの会	定員 120人 (利用人数) 127人
所在地：〒410-0308 沼津市柳沢307番地	
連絡先電話番号： 055-955-5511	FAX番号 055-969-0038
ホームページアドレス	http://www.ans.co.jp/u/numazu/akebono

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事		
一般保育 延長保育 障害児保育、 一時保育 園庭開放 (ほのぼの広場)	入園式、春・秋の遠足、健康診断、保育参観、交通安全教室、花火教室、七夕まつり、納涼祭、防災訓練、運動会、防火パレード、生活発表会、やきいも大会、もちつき大会、カルタ大会、節分、雪見遠足、マラソン大会、ひなまつり、卒園式		
居 室 概 要	居室以外の施設設備の概要		
保育室 (乳児室3、幼児室3) 授乳室、 一時保育・延長保育室、プレイルーム、 事務室	給食室、食品庫、機材室、洗濯室 プール、砂場、園庭遊具 (木製、スチール製)		
職員の配置			
職 種	人 数	職 種	人 数
園長	1	保育士 (内非常勤)	22 (3)
調理員	1	栄養士	2
事務員	1		

2 評価結果総評（利用者調査結果を含む。）

◆ 特に評価の高い点

- 二度目の第三者評価事業を受審し、より良い福祉サービスを提供するよう職員の認識を深めています。
- 自然や遊び場がいっぱいの閑静な環境の下、施設長はじめ職員は、子どもたちのため、きめ細かな保育を実践しています。
- 暖かな日差しがさしこみ、温もりのある保育室、明るい広々とした廊下、子どもたちにとって、居心地よくゆったりとすごせる、快適な場となっています。
- 利用者アンケートからの満足度は高く、保護者の意向に沿って対応をしていることが伺えます。

◆ 特に改善を求められる点

- 理念や基本方針に基づいた経営や福祉サービスを継続的に実施していくために、中・長期計画の策定が望まれます。
- 職員の質の向上に向けて、具体的な研修計画の策定と、定期的な評価、見直しを行うことが求められます。
- 人事考課について、その方法等を職員研修でとりあげるなどして、早期実現されることが求められます。
- ボランティアの受け入れに対する基本姿勢の明示や受け入れ手順等具体的なマニュアル作りが必要です。
- 安全管理には気を配り、各種マニュアルが策定されていますが、一部不足しているもの、見直しがされていないものもあり、整備が求められます。
- 利用者からの意見等に対して迅速に対応できるようマニュアルづくりが期待されます。
- 個別指導計画の策定にあたり、職員間でばらつきがないよう、組織として策定手順を定め、取り組まれることを期待します。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

以前の第1回目の時より項目が少し減り、設問が充実しているように感じました。

自分達としては、長年保育に携わってきましたので、充分承知していると考えていましたが、改めて問われ結果が出ると理念やマニュアルをもっと充実させた方が職員にも分かりやすいのだと感じました。

また、保護者の意見として、保育を理解していただいていると同時に厳しい声もあり、もっと説明や周知をする必要があると感じました。

評価 A・B はもっと延ばし、C については、改めて改善するようにしたいと感じ、園・職員・保護者の三者の意思疎通と理解が必要だと感じました。

4 評価分類別評価内容

<p>評価対象Ⅰ</p> <p>1 理念・基本方針</p>	<p>*保育所の使命・役割を反映した理念を明文化している。</p> <p>*理念や基本方針は職員に会議等で周知し、周知状況の確認も行っている。</p> <p>*保護者には入園、進級時にわかりやすい言葉で説明するよう心掛けているが、文書での配布はない。</p>
<p>2 計画の策定</p>	<p>*中・長期計画を策定していない。</p> <p>*事業計画は中・長期計画を踏まえて策定されていないが、検討、見直しは全職員で定期的に行われ、次年度へ反映されている。</p>
<p>3 管理者の責任とリーダーシップ</p>	<p>*管理者は自らの役割と責任を職員に表明し、会議等で専門性の向上について積極的に働きかけている。</p> <p>*管理者の行動力を発揮し、質の向上に向け、積極的に助言や指導をしている。</p> <p>*遵守すべき法令を正しく理解するよう努めているが、法令のリスト化や周知する取り組みは十分でない。</p>
<p>評価対象Ⅱ</p> <p>1 経営状況の把握</p>	<p>*公認会計士による外部監査を実施し、定期的な指導、助言を受け、改善に努めている。</p> <p>*社会福祉事業全体の動向や、地域の潜在的なニーズの把握に努めているが、中長期計画がなく反映は十分でない。</p>
<p>2 人材の確保・養成</p>	<p>*職制、職務分掌を明確にし、役割や責任を職員に説明している。</p> <p>*実習生を積極的に受け入れ、効果的なプログラムを作成するなど育成に努めている。</p> <p>*必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方はあるが、具体的なプランの確率は十分でない。</p> <p>*親睦会は行っているが、総合的な福利厚生事業としては十分でない。</p> <p>*客観的な基準に基づく、定期的な人事考課を実施していない。</p> <p>*職員一人ひとりの知識や意向を踏まえた研修を行っているが、具体的な計画の策定は十分でない。</p>
<p>3 安全管理</p>	<p>*発生した事故やヒヤリハット事例を収集、分析し、事故防止に向けて、取り組んでいる。</p> <p>*各種の災害対応マニュアルを整備し、定期的に訓練、見直しを行っている。</p> <p>*緊急時に対応するためのマニュアルがリスクの種類別</p>

	<p>にあるが、定期的な検討会はなく体制としては十分でない。</p> <p>*発生した事故を把握し、事例を分析し、職員間で共有している。</p>
4 地域との交流と連携	<p>*園庭開放や育児相談、老人とのふれあい会等、地域住民との交流を積極的に行い、地域との関わりを大切にしている。</p> <p>*関係機関と連携を図り、事例検討や課題について検討している。</p> <p>*不適切な養育や被虐待児童の早期発見につとめているが、マニュアルの整備や体系的な職員研修の実施は十分でない。</p> <p>*ボランティア向けの留意点はあるが、受け入れの基本的な考え方、方針が明記されていない。ボランティアの申込がない。</p>
<p>評価対象Ⅲ</p> <p>1 利用者本位の福祉サービス</p>	<p>*保護者への給食の試食会や子どものおやつづくりについてなど、家庭と連携して子どもの食生活を充実させる取り組みを行っている。</p> <p>*子どもや保護者等を尊重したサービス提供に努めるとともに、一人ひとりの子どもの違いを理解し、それぞれの発達状態に合わせた援助を行っている。</p> <p>*人権やプライバシー保護、子どもに対する不適切な関わりについて、職員間での共通理解を図る取り組みは十分でない。</p> <p>*年3回の参観会時に、懇談会を実施し、保護者からの意向徴取を行っているが、その分析、検討、改善の取り組みは十分でない。</p> <p>*保護者からの意見等に対して対応しているが、組織として迅速な対応をとれるようなマニュアルは整備されていない。</p>
2 サービスの質の確保	<p>*様々な子どもの発達の特性に合わせ、生活環境を適切に整備し、また保育内容や方法を工夫している。</p> <p>*提供する標準的な保育サービスのマニュアル化は十分でなく、見直しの時期や方法等仕組みを定めていない。</p> <p>*保育サービス等について自己評価を実施しているが、結果の分析に基づく課題は明確になっていない。</p>
3 サービスの開始、継続	<p>*ホームページを作成・公開し、利用希望者に対し必要な情報を提供している。</p> <p>*サービス開始時には、説明資料を準備し、わかりやすく説明し、転園や退所の際の担当者や窓口の明示は十分でない。</p>

<p>4 サービス実施 計画の策定</p>	<p>*保育方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、保育課程を編成している。</p> <p>*保育や保護者支援の計画や実施のために、組織としてアセスメントの手順を明示していない。</p> <p>*子ども一人ひとりに着目した指導計画を作成しているが、保護者への配慮等総合的な視点から作成するための組織的な取り組みや、評価見直しの体制は十分でない。</p>
---------------------------	---

5 評価細目の第三者評価結果

注：評価結果については、判断基準に基づいて評価した結果を3段階（A、B、C）で評価細目ごとに表す。

なお、表には評価項目の番号や評価細目の基準内容を明記し、評価分類ごとに区分する。

評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
①	理念が明文化されている。	A
②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	A
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
①	理念や基本方針が職員に周知されている。	A
②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	C

I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
①	中・長期計画が策定されている。	C
②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	C
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
①	事業計画の策定が組織的に行われている。	B
②	事業計画が職員に周知されている。	A
③	事業計画が利用者等に周知されている。	A

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	A
②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	B
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	A
②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	A

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	B
②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	B
③	外部監査が実施されている。	A

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
①	保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	A
②	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	B
③	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	C
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	B
②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	B
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	B
②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	B
③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	B
④	保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	A
Ⅱ-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	A

Ⅱ-3 安全管理

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
①	緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	B
③	災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	A
③	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	A
④	発生した事故を把握している。	A
⑤	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	A
⑥	安全確保の取組は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	B
⑦	事故補償（賠償）を行うための方策を講じている。	A

Ⅱ-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
①	利用者と地域とのかかわりを広げる働きかけを大切にしている。	A
②	施設が有する機能を地域に還元している。	A
③	ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	C

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
	① 必要な社会資源を明確にしている。	A
	② 関係機関等との連携が適切に行われている。	A
	③ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	B
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
	① 地域の福祉ニーズを把握している。	A
	② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	A

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	A
	② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	A
	③ 子どもや保護者等を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	B
	④ 子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	B
	⑤ 職員が子どもに対する不適切な関わりを行わないようその防止と早期発見に取り組んでいる。	B
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
	① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	B
	② 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	A
	③ 子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。	A
	④ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	A
	⑤ 沐浴・清拭時の快適性に配慮し、安全に沐浴できる工夫がなされている。	A
	⑥ 排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	① 施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取組を行っている。	A
	② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	A
	③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	C
	④ 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	B
	⑤ 相談援助の困難な場合についての対応方法がルール化されている。	B
	⑥ 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	B
	⑦ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	B

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
	① 保育サービス等について定期的に評価を行う体制を整備している。	B
	② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	C
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	B
	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	C
Ⅲ-2-(3) 生活環境が適切に整備されている。		
	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	A
Ⅲ-2-(4) 保育内容が様々な子どもの発達の特性を考慮して展開されている。		
	① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	A
	② 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
	③ アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	A
	④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	A
	⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	A
	⑥ 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A
	⑦ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A
	⑧ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A
	⑨ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	A
Ⅲ-2-(5) 子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている。		
	① 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	A
Ⅲ-2-(6) 特別な保育への対応や配慮が行われている。		
	① 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	③ 一時預かりは、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	A

Ⅲ-2-(7) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	B
	② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	B
	③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	B

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	A
	② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	A
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
	① 施設の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	B

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	① 定められた様式・手順に従ってアセスメントを行っている。	C
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	A
	② 子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。	A
	③ 必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。	B
	④ サービス実施計画を適切に策定している。	B
	⑤ 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	B